

追加
開催

改正労働者派遣法セミナー (同一労働同一賃金) 開催のお知らせ (兼 参加申込票)

参加無料

平成30年7月6日に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、労働者派遣法につきましても、令和2年4月1日を施行期日として、「同一労働同一賃金(①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②派遣労働者に対する待遇に関する説明の義務化)」等が盛り込まれました。

施行期日(令和2年4月1日)の時点で、大企業・中小企業に関わらず、すべての派遣先の派遣労働者が対象となります。「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかの方式により派遣労働者の待遇決定をしていなければ、直ちに法違反となり、指導の対象となります。

労働者派遣元事業主及び派遣先におかれましては、新たな労働者派遣法制を正しく理解し、施行期日までに、労働者派遣契約の見直し、法定帳簿の整備等を進めていく必要があります。

福岡労働局では、下記により改正労働者派遣法セミナーを開催いたします。

是非ご参加くださいますようお願いいたします。(参加は無料です。)

【開催日時・会場】

派遣先を対象とした セミナー	派遣元を対象とした セミナー	派遣先を対象とした セミナー	派遣元を対象とした セミナー
開催日: 令和2年1月15日(水) (定員180人) 場所: 福岡合同庁舎新館3階共用大会議室 福岡市博多区博多駅東2-11-1	開催日: 令和2年1月23日(木) (定員360人) 場所: JR九州ホール 福岡市博多区博多駅中央街1-1 JR博多シティ9F	開催日: 令和2年1月23日(木) (定員360人) 場所: JR九州ホール 福岡市博多区博多駅中央街1-1 JR博多シティ9F	開催日: 令和2年1月23日(木) (定員360人) 場所: JR九州ホール 福岡市博多区博多駅中央街1-1 JR博多シティ9F
10:00~12:00	13:30~16:30	10:00~12:00	13:30~16:30
※各会場とも、開始30分前から受付を行います。 ※原則、公共の交通機関をご利用ください。			

【参加対象者】 福岡県内の労働者派遣元事業主、派遣先

【内容】 改正労働者派遣法(令和2年4月1日施行)の「同一労働同一賃金」を中心に、働き方改革関連法概要等の説明

【主催】 厚生労働省 福岡労働局

【申込方法】 令和元年12月27日(金)までに裏面参加申込票をご記入の上、郵送又はFAXで当課までお申し込みください。(送付状等は不要です。)

なお、定員に達した場合、申込みを締め切らせていただきます。

※各労働者派遣事業主、派遣先ともに最大2名までの参加とさせていただきます。

申込み多数の場合は、未受講の労働者派遣元事業主及び派遣先を優先で参加人数を当課で調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【ご注意】 当日は、必ずこの用紙をご持参ください。(申込確認のため)

【お問い合わせ先】 福岡労働局需給調整事業課(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階)
TEL 092-434-9711 FAX 092-434-9771

福岡労働局需給調整事業課 行
(FAX092-434-9771)

★改正労働者派遣法セミナー（同一労働同一賃金）★

事業者等名称

※派遣元事業主は許可番号を記載ください (ご担当者名：) 様
許可番号 (派40-)

所在地 (〒 — —)

TEL — — FAX — —

希望会場・人数

(希望する会場の下欄に、参加希望人数をご記入ください)

会場	福岡合同庁舎 (1月15日)		JR九州ホール (1月23日)	
対象	派遣先対象 (10:00~12:00)	派遣元対象 (13:30~16:30)	派遣先対象 (10:00~12:00)	派遣元対象 (13:30~16:30)
人数	人	人	人	人

ご質問や詳しくお聞きになりたい点等がありましたらご記入ください

申込期限：令和元年12月27日(金)